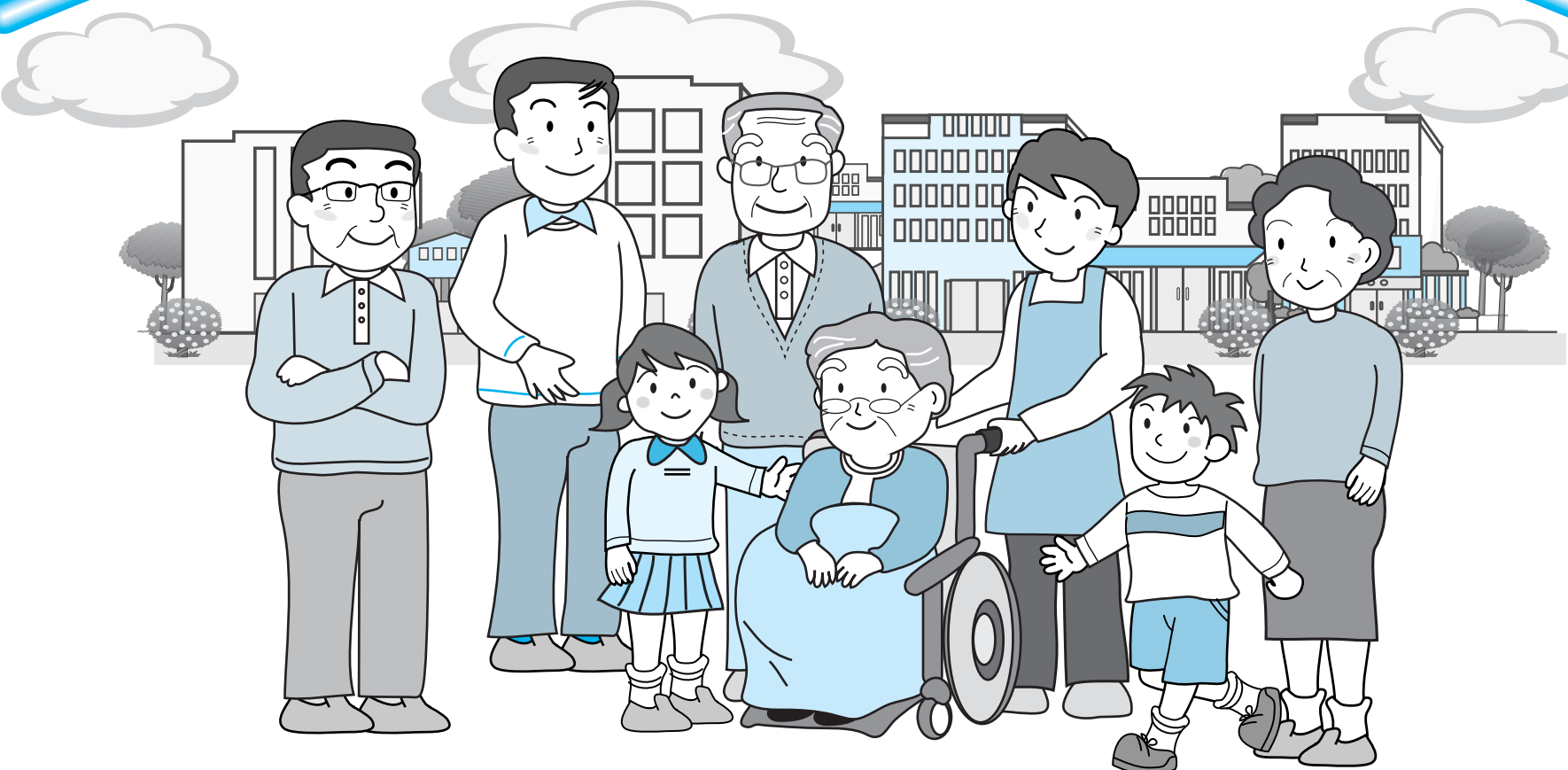


草加市は平成20年11月1日で市制50年

介護保険制度特集号

発行:埼玉県草加市 編集:介護保険課



介護保険は40歳以上の方が加入する制度です。加入者が保険料を納めて、要介護認定を受けてから、介護サービスを利用することができます。運営主体は草加市となります。
民間事業者も加わり、幅広い介護サービスを提供します。
「いざ」という時に迷わないでご利用いただけるよう、介護保険の基礎知識を掲載しました。

介護保険制度でよく使われる用語

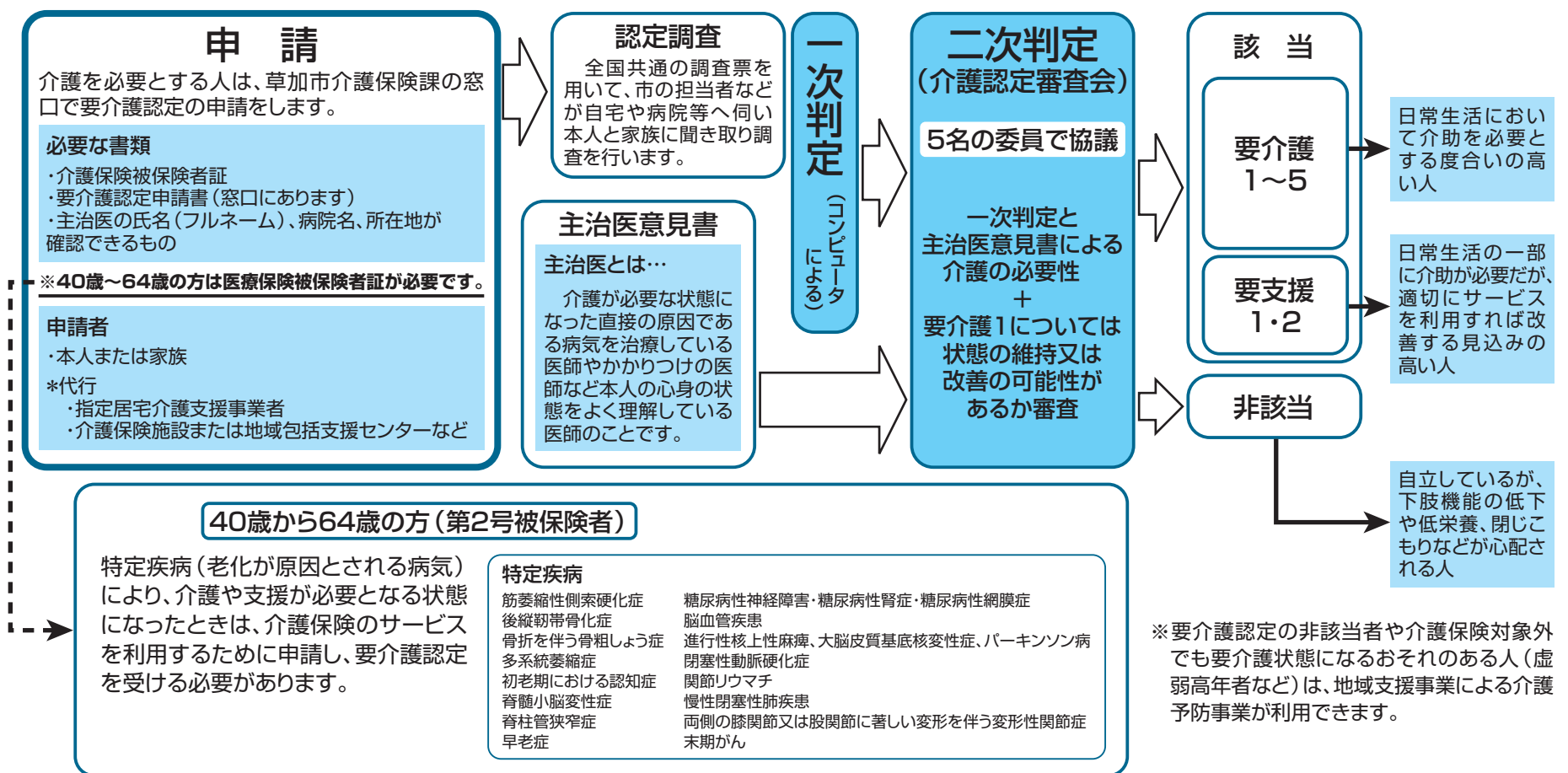
- ADL：日常生活動作
食事、更衣、移動、排せつ、整容、入浴など、生活するうえでの基本的行動のことをいいます。
- IADL：日常生活関連動作
バスに乗って買い物に行く、電話をかける、食事の支度をする、家計を管理する、掃除をするなど、ADLの動作をさらに広げた活動動作のことをいいます。
- アセスメント：事前評価
利用者の身体や認知の状況を事前に把握し、どのような介護が必要なのか、課題を整理することをいいます。
- ソーシャルワーカー
福祉の相談を受け、利用者や家族の支援をする専門職のことをいいます。
- PT：理学療法士
主にリハビリテーションに携わる専門職をいいます。
- OT：作業療法士
身体などに障がいのある人に日常生活上の活動をしてもらう訓練などを援助する専門職をいいます。

介護保険に関する問い合わせ

草加市介護保険課	〒340-8550 草加市高砂1-1-1	☎922-0151(代)
要介護認定に関すること		☎922-1414
保険給付に関すること		☎922-1421
保険料に関すること		☎922-1376
地域支援に関すること		☎922-2862

※平成20年4月1日から、長寿福祉課と介護保険課が統合され、課の名称が「長寿・介護福祉課」に変わります！

認定申請から要介護認定までの流れ



地域みなさまへ さりげない手助け・見守りが高年者と家族を支えます！

あなたにも今日からできることがあります

地域みなさまの理解と支えがあれば、認知症など何らかの病気や障がいのある人、また介護する家族も、安心してまちに出て、自分らしい暮らしを続けることができます。必要なのは専門的な知識や技術ではなく、さりげない手助けや見守り、声かけなど。あなたのちょっとした勇気ややさしさこそが、このまちを安心で安全なまちに変えていく原動力になります。

- 《近隣のひとと日常的にあいさつを交わそう》
- 《困っている様子の人を見かけたら声をかけよう》
- 《ゆっくりペースにあわせる心のゆとりをもとう》

「ちょっと変だな」と感じたら地域包括支援センターへ連絡を！

「虐待や悪質商法の被害にあった」「認知症の人が行方不明になり何日も見つからない」「一人暮らしの高年者が孤独死した」

こうした悲しい事件が起こらないようにするためには、地域みなさんのあたたかい見守りが大きなポイントです。

「ちょっと変だな」と感じたら、「大したことないだろう」と自己判断せずに、地域包括支援センターなどへ連絡してください。

結果として何もなければ、大事に至らず、未然に防止することができます。

◇こんなことに気づいたら地域包括支援センターなどへ連絡を！

- ☐ 昼間でも雨戸が閉まっている、夜になっても明かりがつかない
- ☐ しばらく姿を見かけない
- ☐ 家や庭の様子が荒れている
- ☐ 新聞や郵便物がたまっている
- ☐ 怒鳴り声や泣き声、大きな物音がする
- ☐ 天候が悪いのに長時間外にいる
- ☐ 目的なく歩き回っているようだ
- ☐ 不審な業者などが出入りしている

振り込め詐欺に注意してください！

家族や警察官などになりすまして電話をかけ、現金の振り込みを要求する「オレオレ詐欺」や、市役所の職員を装い、還付金名目でATMを操作させ巧みに現金を振り込ませる「還付金詐欺」など振り込み詐欺の被害が多発し、手口も複雑、巧妙化しています。

これらの詐欺被害の中でも、特にオレオレ詐欺、還付金詐欺の被害者は、高齢者が中心となっています。

- 税務署や市役所がATMで税金や医療費等の還付をすることはありません。
- 電話での振り込み依頼は誰かに相談してください。
- 還付金がある、という電話を素直に受け止めないでください。
- 振り込まずに草加警察署、またはけいさつ総合相談センターに電話してください。（匿名でも結構です）

草加警察署 ☎943-0110 けいさつ総合相談センター ☎048-832-0110

正しく知って あんしん利用

「ホームヘルプサービス」の できること、できないこと

介護保険制度では、介護サービスを利用することで、できる限り「自立した生活」が送れることを目的としています。

介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活をより便利にしてくれますが、必要以上のサービスを利用することは、自立を促すのとは逆の結果を招いてしまうかもしれません。

そのなかでも、ホームヘルプサービス（訪問介護サービス、介護予防訪問介護サービス）は、食事や入浴、排せつなどの介助や、一般的な家事の援助を行うのが大きな役割となっています。

すべての家事をホームヘルパーに頼っていたのでは、利用者本人の自立につながりません。ホームヘルプサービスを正しく理解して、上手に利用することであなたの「あんしん」につなげてはいかがですか。

『できること』 ⇒こんなサービスが利用できます

《身体介護》

食事、入浴、排せつなどの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、同居家族の有無などに関係なく利用できます。

食事の介助、清拭や入浴の介助、排せつの介助、身体整容・洗面の介助、着替えの介助や体位交換、服薬の介助、通院・外出の介助 など

《生活援助》

身体状況等によって自ら家事を行うことが困難な場合に利用できます。

洗濯、ベッドメイク、衣服の整理・補修、掃除、生活必需品の買い物、薬の受け取り、一般的な食事の準備や調理 など

《乗車・降車の介助》

通院などの際の乗車・降車の介助及び乗車前・降車後の屋内外での移動の介助です。

『できないこと』 ⇒こんなサービスは頼めません

来客の応対（お茶や食事の手配など）、ペットの世話、留守番、草むしりや花木の手入れ、自家用車の洗車や清掃、家具や電気器具などの移動・修繕、室内外の家屋の修理、利用者以外のための食事、金銭・貴重品の取り扱い、医療行為など

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配ごとや相談は
 お近くの
 地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、介護、健康、福祉、虐待防止、権利擁護など、高齢者の暮らしにかかわるあらゆる相談や問題に対応する「ワンストップ相談窓口」。

行政、医療・保健・福祉の専門機関、介護サービス事業者、住民組織など、地域のさまざまな組織や人材と連携して、包括的なサポートを行います。

専門職が「チーム」を組んで対応しています

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などがそれぞれの専門性を生かしながら、ひとつの「チーム」を組んで高齢者や家族の支援を行っています。

***介護保険や介護予防のこと**

- ・介護保険や介護予防の相談
- ・要支援1、2の人の介護予防ケアマネジメント
- ・要支援、要介護になるリスクの高い人への介護予防ケアマネジメント など

***暮らし全般のこと**

- ・介護保険外のサービスに関する相談
- ・福祉や保健、医療に関する相談
- ・住宅改修に関する相談
- ・経済的な困窮に関する相談 など

***虐待防止や権利擁護のこと**

- ・虐待に関する相談や連絡、通報
- ・悪質商法に関する相談
- ・金銭管理や契約に関する相談
- ・成年後見制度の利用指導 など

***専門職への支援**

- ・地域のケアマネジャーに対する支援 など

基本健康診査が変わります

今まで市で実施していた基本健康診査は、平成20年度からは、40歳から74歳については、ご加入の健康保険ごとの特定健診となり、75歳以上は後期高齢者健診に変わります。

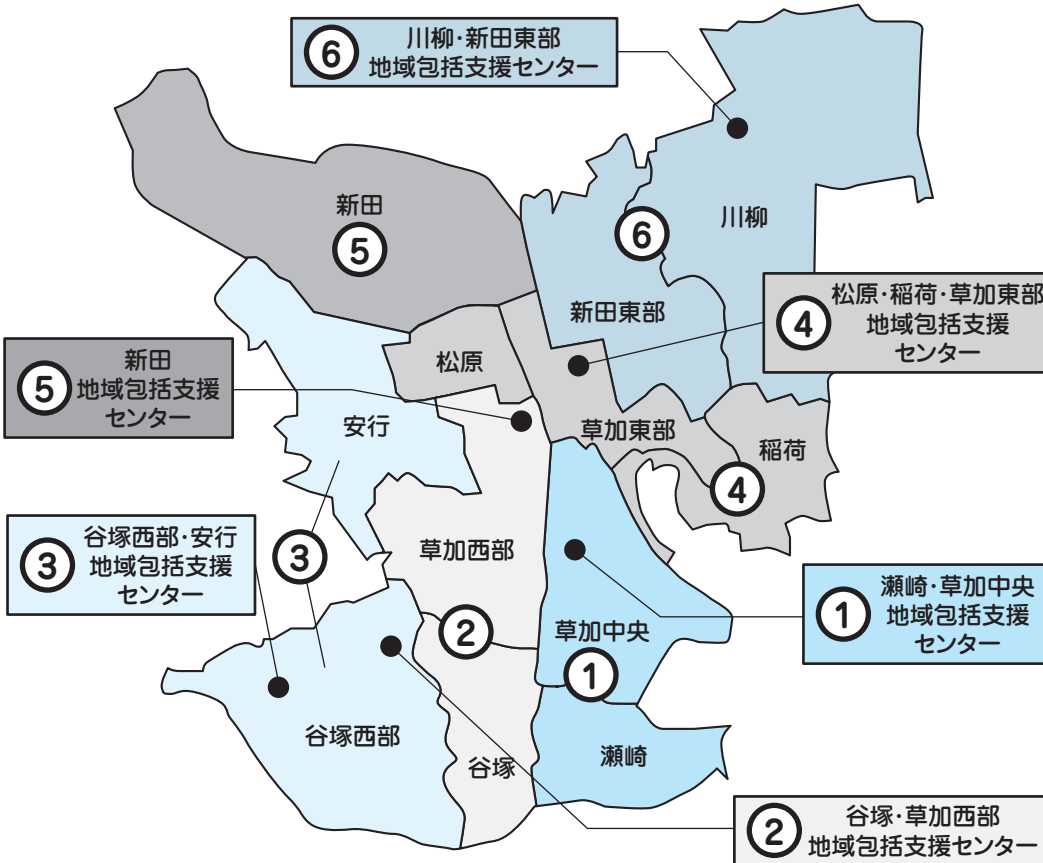
健康診査と一緒に進んでいた25項目の質問項目からなる基本チェックリストは、65歳以上全員に実施していましたが、平成20年度からは、65歳以上の要介護認定者を除いた方が対象となります。

基本チェックリストの結果を元に必要な方にはさらに詳しい検査を行います。基本チェックリストを含めた検査を生活機能評価と言いますが、生活機能評価は、健康診査とは別で介護予防を目的としたものです。

日々の生活を維持・増進していくための心身の能力を確認して、生活機能評価の結果で必要な方には、最寄の地域包括支援センターから介護予防事業をご案内し、一人ひとりに合った介護予防のプランをお作りします。

地域包括支援センターと日常生活圏域
 ～いつまでも 自分らしく 住み慣れた地域で暮らすために～

地域包括支援センターは、草加市の委託を受けて、地域で暮らす高齢者の方々を健康、介護、福祉、医療など、様々な方面から支援するところです。



地域包括支援センター名	所在地	電話番号	圏域	町名
		FAX番号		
① 瀬崎・草加中央 地域包括支援センター (すずのき草加)	〒340-0015 草加市高砂2-17-32	048-928-6333	瀬崎	瀬崎町
		048-928-6393	草加中央	神明1～2、住吉1～2、中央1～2、高砂1～2、手代町、吉町1～5
② 谷塚・草加西部 地域包括支援センター (きくの里)	〒340-0024 草加市谷塚上町704-3	048-929-3613	谷塚	谷塚町
		048-929-3612	草加西部	草加1～5、学園町、西町、氷川町
③ 谷塚西部・安行 地域包括支援センター (草加キングス・ガーデン)	〒340-0032 草加市遊馬町185	048-929-0014	谷塚西部	谷塚上町、谷塚仲町、両新田東町、両新田西町、新里町、柳島町、遊馬町
		048-929-0890	安行	原町1～3、北谷1～3・北谷町、小山1～2、花栗1～4、苗塚町
④ 松原・稲荷・草加東部 地域包括支援センター (社会福祉協議会)	〒340-0013 草加市松江1-1-32	048-932-6775	松原	松原1～5
		048-932-6779	稲荷 草加東部	稲荷1～5 栄町1～3、松江1～6、松江町
⑤ 新田 地域包括支援センター (ケアステーションかしの木)	〒340-0043 草加市草加4-5-1	048-946-7030	新田	新栄町、長栄町、清門町、旭町、金明町、新善町
		048-942-7582		
⑥ 川柳・新田東部 地域包括支援センター (翔寿苑)	〒340-0002 草加市青柳8-52-37	048-932-7007	川柳	柿木町、青柳1～8、青柳町
		048-931-0993	新田東部	八幡町、中根1～3・中根町、弁天1～6・弁天町

- 1 開所日時／毎週月曜日から土曜日
午前9時から午後5時まで
- 2 閉所日／日曜、祝日、12月29日から1月3日、その他特別に閉所する場合があります。

介護予防事業でこんなにも効果が出ました！

特定高齢者を対象とする介護予防事業の一つに介護予防トレーニング事業があります。平成19年度に参加した方からいただいた成果をまとめました。

- 身体的機能は…筋力(握力)の向上を認めた人…50%

柔軟性(長座位体前屈)の向上を認めた人…70%

平衡性(開眼片足立ち)の向上を認めた人…60%

など
- 自覚的健康観は…身体が軽くなった人…90%

食事がおいしくなった人…90%

疲れがなくなった人…50%

よく眠れるようになった人…70%

よく出かけるようになった人…50%

平成20年度もいろいろな介護予防事業を実施していきます。事業への参加には、基本健康診査の結果により特定高齢者と決定され、地域包括支援センターによる介護予防ケアプランの作成が必要となります。



介護保険料について

介護保険制度は、介護を社会全体で支える助け合いのしくみです。40歳以上の方の保険料と公費（税金）とで必要な費用をまかないます。皆様に納めていただく保険料が、介護保険を支える大切な財源となります。健全な運営に支障をきたすことのないように保険料は必ず納期限内に納めましょう。

保険料を納めないでいると

第1号、第2号被保険者ともに、保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上…費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割）が支払われます。
- 1年6か月以上…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。
- 2年以上…利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

●65歳以上の方（第1号被保険者）

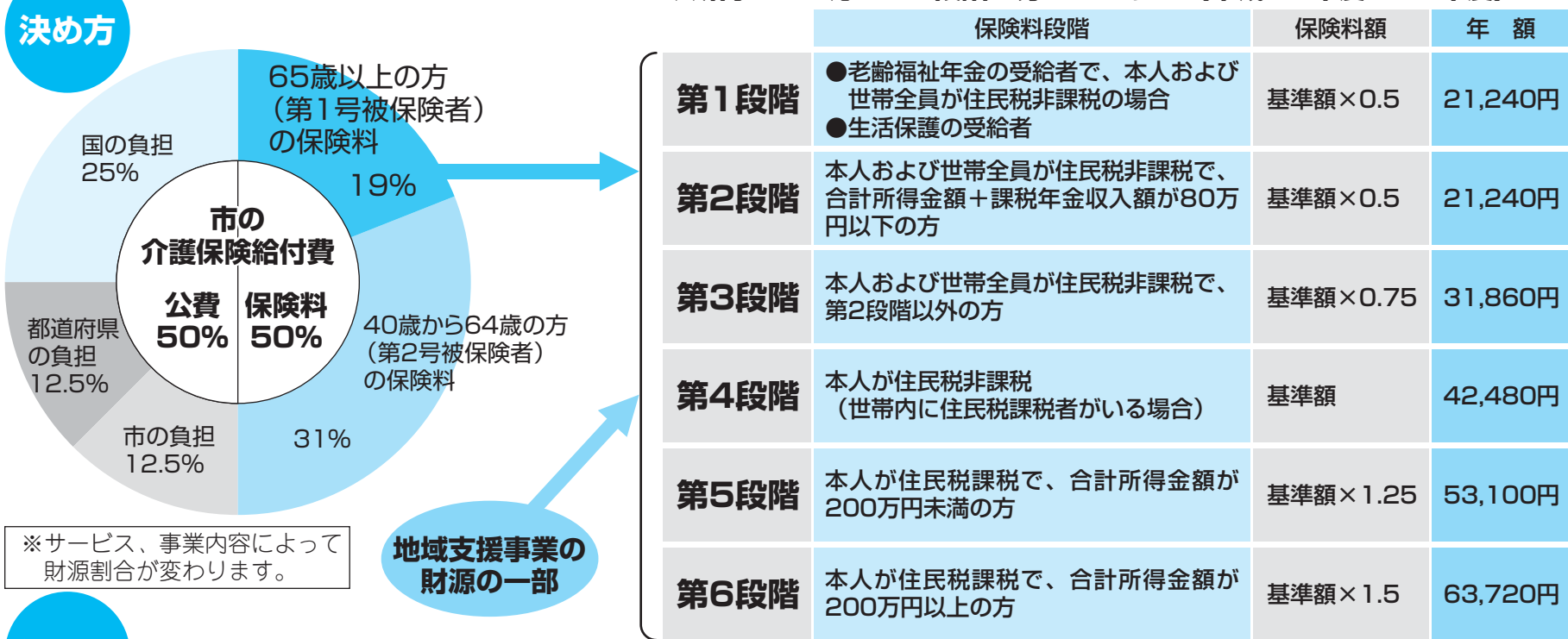
草加市にお住まいの介護保険第1号被保険者（65歳以上）の方は、草加市の算定した介護保険料を納めることになります。介護保険のサービス利用に必要な費用などを勘案して市が算定した基準額を基礎に前年の所得と各年の4月1日現在の世帯状況により6段階に分かれています。草加市の基準額は月あたり3,540円（年額42,480円）です。また、年度の途中で第1号被保険者になった方は、草加市の被保険者となった月から年額保険料を月割りで計算します。被保険者となる日は65歳の誕生日の前日です。転入の場合は転入日です。

●40歳から64歳の方（第2号被保険者）

ご加入の医療保険（国民健康保険・職場の医療保険）ごとに介護保険料が計算され、医療保険料と合わせて納めます。

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

◆所得などに応じて6段階に分かれます。（平成18年度～20年度）



納め方

年金が年額18万円以上の方

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

■老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。

特別徴収の人は

前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は仮の保険料額を納付します。（仮徴収）10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに、本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します。（本徴収）
なお、平成18年10月から、年度途中で65歳になった方などについても、年度途中からすみやかに特別徴収へ切り替えられることになりました。

前年度			本年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

仮の保険料額を納めます。前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

年金が年額18万円未満の方

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を市に個別に納めます。

■市が送付する納付書を持って、市指定の金融機関で納付します。

普通徴収の人は

口座振替が便利です

口座振替にすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印鑑（通帳届け出印）

草加市独自の介護保険料減免制度

対象者と減免内容

収入の少ない人

所得段階が、第1段階（生活保護受給者を除く）で課税年金収入と合計所得金額の合計額が60万円以下の方

保険料を2分の1程度に軽減します。

所得段階が、第2段階で課税年金収入と合計所得金額の合計額が60万円以下の方

保険料を2分の1程度に軽減します。

所得段階が、第3段階で課税年金収入と合計所得金額の合計額が120万円以下の方

保険料を3分の2程度に軽減します。

要件

（いずれにも該当する人）

- ①住民税課税者と生計をともにしていない。
- ②住民税課税者から扶養を受けていない。
- ③自宅を除き活用できる資産がない。
- ④預貯金額が300万円以下である。

退所（院）の見込みのない方など

- ・刑務所などに収監により、保険給付が受けられない方の保険料を、所得段階にかかわらず免除します。（生活保護受給者を除く）
- ・現在、介護保険が適用されない施設（精神病院など）に6か月以上入所（院）していて、退所（院）の見込みがない方の保険料を所得段階にかかわらず免除します。（生活保護受給者を除く）